



## ごあいさつ

近年、空家は全国的に増加しており、佐賀県でもその数50,300戸(空家率14.3%)。実に7軒に1軒は空家という状況で、かつ、そのうち22%が「腐朽・破損あり」と報告されています\*。

長期的に手つかずとなっている空家は、放火や不法侵入、ごみの不法投棄、犯罪利用、害虫発生、まちの景観悪化、倒壊などの二次的な問題を引き起こすおそれもあり、近隣住民の生活にも多大な影響を与えかねません。

私共、空家・空地活用サポートSAGA(愛称:そらそら)は、そのような空家・空地に関する様々な地域課題に日々取り組むとともに、行政・CSO・企業・地域コミュニティとの連携はもとより、士業・各種専門家等と「空家対策ネットワーク」を構築し、社会情勢とともに急速に複雑化していく社会諸問題に対応できる体勢を整えております。

今後も、空家問題解決を通じて「誰もが平等で幸せに住み続けられる社会の形成」を目指し精進してまいりますので、ご支援ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

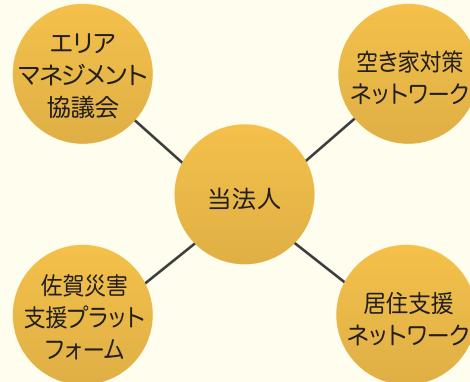
特定非営利活動法人 空家・空地活用サポートSAGA

代表理事 塚原 功

\* 出典:住宅・土地統計調査(総務省統計局)

## 無料個別相談受付中

空家・空地に関する「問題」「お困りごと」「心配事」は何でもご相談受けます。私たちと一緒に、解決の糸口を探ります!



**【エリアマネジメント協議会】**とは  
町の住民やCSO(市民活動団体)公務員など多彩なメンバーで構成されています。駅から伸びる中央大通りを中心市街地の「骨格」ととらえ、まちの活性化につながるいろいろな企画を模索しています。

**【空き家対策ネットワーク】**とは  
空家の利活用相談をワンストップで支援できるよう、各種専門家等と連携したネットワークを構築しています。

**【居住支援ネットワーク】**とは  
佐賀県住宅確保要配慮者居住支援法人や要配慮者支援団体等が連携したネットワークを構築しています。

**【佐賀災害支援プラットフォーム】**  
災害時における被災地支援団体やボランティア、行政間の情報交換や協力などをを行う「想いのプラットフォーム」。当法人も賛同団体として災害支援活動に協力しています。

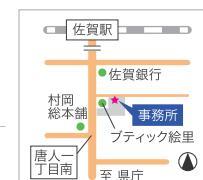


特定非営利活動法人  
**空家・空地活用サポートSAGA**

〒840-0813  
佐賀市唐人二丁目5番15号 TOJIN館 2F

**TEL. 0952-20-0960**  
FAX. 0952-20-0965

佐賀県住宅確保要配慮者居住支援法人(居法第1号)  
宅地建物取引業免許 佐賀県知事(1)第2551号



AKIYA-AKICHI  
KATSUYOU  
SUPPORT  
SAGA



<https://sora-sora-saga.com/>



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

# 活動内容



## 空家・空地に関する調査・提案・相談支援

空家・空地の実態調査を行い、改善に向けた活用方法の提案などを行っています。また、隨時、空家・空地に関する各種相談を受け付けています。



## 空家対策の各種講演

空家対策に関する各種セミナーを行っております。様々な士業等専門家が揃っておりますので、相続対策から税金対策に関するものまで幅広い内容での講演依頼に対応します。



## 空家・空地の維持管理

空家・空地の維持管理を代行致します。  
「仕事が忙しい」、「遠方に住んでいる」など、空家・空地の管理が難しい方はぜひご相談ください。

※サービス提供エリアは佐賀市近郊となります。



## 住宅確保要配慮者居住支援

「収入が少ない」「高齢」「身寄りがない」「文化が違う」などの理由で居住の確保が困難な方々に対し賃貸住宅等への入居支援、生活相談、見守り支援などを行っています。

※当法人は佐賀県住宅確保要配慮者居住支援法人です。(指定番号:居法第1号)  
※住宅確保要配慮者とは...  
「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」「被災者」「外国人」など、その社会的背景により、住宅の確保に特に配慮を要する方々のことといいます。

## 空家・賃貸住宅(アパート等)のサブリース

空家や賃貸住宅を当法人が借上げ、主に要配慮者向けにサブリース(転貸)します。家賃は当法人がお支払いし、入居者との契約から入居後のトラブル対応まで当法人にて対応いたします。手付かずの空家や入居がなかなか決まらない賃貸住宅を社会貢献にご活用頂けます。



## 不動産の遺贈・寄贈・寄付の窓口

贈り手の想いに寄り添い、主に不動産の「遺贈」「寄贈」「寄付」のお手伝いを致します。また、「遺贈」「寄贈」「寄付」を受ける側の団体様もご相談ください。

※遺贈:一般的にはお亡くなりになる方が、遺言によって、財産の全部または一部を法定相続人以外の人(自然人または法人)に無償で譲渡(贈与)すること。

※寄贈:公共性の高い所(学校など)へ金銭又は品物を贈ること。

※寄付:組織や団体へ金銭又は品物を贈ること。



## 不動産事業(宅地建物取引業)

宅地建物取引業免許を取得し、空家・空地活用のソーシャルビジネス事業を展開しています。



【要配慮者用シェアハウス】



【CSO用シェアオフィス】



## 死後事務委任プラットフォーム

身寄りや親族等がいない方に対し、死後事務に関する相談支援を行っています。各種専門家への橋渡しや、終活をご検討の方もご相談下さい。

【死後事務の例】 行政手続き、葬儀・納骨、各種サービス・契約等の解約・精算、家財道具等の遺品の整理・処分 等

※ 死後事務委任契約とは、亡くなった後の事務(上記参照)を第三者へ委任する契約です。



## 少額短期損害保険／賃貸保証

賃貸物件の入居に係る借家人賠償責任保険及び賃貸保証契約を引き受けます。



## 災害支援

佐賀県と協定を結んでいる佐賀災害支援プラットフォームの賛同団体として、災害時には行政・他の災害支援団体等と協力して、情報収集、被災者ヒアリング及び相談支援、被災者・県外ボランティア団体の住居支援、災害復旧ボランティアなどの取組を行います。

▶ 佐賀災害支援プラットフォーム-SPF フェイスブックページ  
<https://www.facebook.com/sagakaragenki/>